# 社会福祉法人　広島博愛会　定款

## 第一章　　総則

（目　的）

第一条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

イ　特別養護老人ホームの経営

ロ　軽費老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

イ　老人デイサービスセンターの経営

ロ　老人短期入所事業の経営

（名　称）

第二条　この法人は、社会福祉法人広島博愛会という。

（経営の原則等）

第三条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、地域福祉の推進に努めるものとする。

二　この法人は、地域社会に貢献する取組として地域の独居高齢者、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第四条　この法人の事務所を広島市佐伯区五日市町大字下河内五九一番地の一に置く。

## 第二章　　評議員

（評議員の定数）

第五条　この法人に、評議員七名以上九名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第六条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

二　評議員選任・解任委員会は、監事一名、事務局員一名、外部委員一名の合計三名で構成する。

三　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は理事会において定める。

四　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

五　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。但し外部委員の一名以上が出席し、かつ、外部委員の一名以上が賛成する事を要する。

（評議員の資格）

第七条　社会福祉法第四十条第四項及び第五項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第二十五条の十七第六項第一号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることがあってはならない。

（評議員の任期）

第八条　評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議委員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

二　評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第九条　評議員に対して、各年度一人あたりの総額二万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給に基準に従って算定した額を報酬として支給する事が出来る。

## 第三章　評議員会

（評議員会の構成）

第一〇条　評議員会はすべての評議員をもって構成する。

（評議員会の権限）

第一一条　評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

(5) 定款の変更

(6) 残余財産の処分

(7) 基本財産の処分

(8) 社会福祉充実計画の承認

(9) 事業計画及び収支予算

(10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）

(11) 解散

(12) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第一二条　評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後三カ月以内に一回開催するほか、三月及び必要がある場合に開催する。

二　評議員会の運営はこの定款による他、別に定めるところによる。

（招集）

第一三条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

二　評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第一四条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

二　前項の規定にかかわらず、次の事項及び別に定めるところによる決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）監事の解任

（２）定款の変更

（３）その他法令で定められた事項

三　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第一項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第十六条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

四　第一項及び第二項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることが出来るものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第一五条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

二　出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第四章　役員及び職員

（役員の定数）

第一六条　この法人には、次の役員を置く。

（１）理事　六名以上八名以内

（２）監事　二名

二　理事のうち一名を理事長とする。

三　理事長以外の理事のうち、一名を業務執行理事とする。

（役員の選任）

第一七条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

二　理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員の資格）

第一八条　社会福祉法第四十四条第六項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が理事総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

二　社会福祉法第四十四条第七項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

（理事の職務及び権限）

第一九条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

二　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

三　理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に四カ月を超える間隔で二回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第二〇条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令及び別に定めるところにより、

監査報告を作成する。

二　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第二一条　理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

二　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

三　理事又は監事は、第十六条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第二二条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第二三条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬規程の支給の基準に従った額を報酬として支給する事が出来る。

（責任の免除）

第二四条　理事又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第四十五条の二十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

（責任限定契約）

第二五条　理事(理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。)又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、社会福祉法第四十五条の二十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項第二号で定める額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

（職員）

第二六条　この法人に、職員を置く。

二　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員は、理事会において、選任及び解任する。

三　施設の長の他の重要な職員以外の職員は、理事長が任免する。

## 第五章　理事会

（構成）

第二七条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第二八条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

（１）この法人の業務執行の決定

（２）理事の職務の執行の監督

（３）理事長及び業務執行理事の選定及び解職

（招集）

第二九条　理事会は、理事長が招集する。

二　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第三〇条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

二　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第三一条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

二　当該理事会に出席した理事長及び監事が、前項の議事録に記名押印する。

## 第六章　資産及び会計

（資産の区分）

第三二条　この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

二　基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。

三　その他財産は、基本財産以外の財産とする。

四　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第三三条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を得て、広島市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、広島市長の承認は必要としない。

（１）　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

（２）　独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資

をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第三四条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

二　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第三五条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

二　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第三六条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の附属明細書

（３）貸借対照表

（４）収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

（５）貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

（６）財産目録

二　前項の承認を受けた書類のうち、第一号、第三号、第四号及び第六号の書類については、定時評議員会に提出し、第一号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

三　第一項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に五年間備え置き、一般の

閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１）監査報告

（２）理事及び監事並びに評議員の名簿

（３）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（４）事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第三七条　この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三一日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第三八条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第三九条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数(現在数)の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

## 第八章　解散

（解散）

第四〇条　この法人は、社会福祉法第四十六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第四一条　解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第九章　定款の変更

（定款の変更）

第四二条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、広島市長の認可（社会福祉法第四十五条の三十六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

二　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を広島市長に届け出なければならない。

## 第十章　公告の方法その他

（公告の方法）

第四三条　この法人の公告は、社会福祉法人広島博愛会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第四四条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　　則（平成１３年８月１０日設立）

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

| | | |
|---|---|---|
| 理事長 | | 高橋義之 |
| 理 | 事 | 谷本早苗 |
| 〃 | | 久保　博 |
| 〃 | | 佐々木文治 |
| 〃 | | 宮田幸男 |
| 〃 | | 竹本明範 |
| 監 | 事 | 堀田正昭 |
| 〃 | | 高橋栄一 |

附　　則（平成１６年２月２６日広島市長認可）

この定款の変更は、広島市長の変更認可の日から施行する。

附　　則（平成２１年４月９日広島市長届出）

この定款の変更は、平成２１年１月２８日から施行する。

附　　則（平成２２年　６月　８日広島市長認可）

この定款の変更は、広島市長の変更許可の日から施行する。

附　　則（平成２８年　９月１６日広島市長届出）

この定款の変更は、平成２８年９月３日から施行する。

附　　則（平成２９年　２月　７日広島市長認可）

この定款の変更は、平成２９年４月１日から施行する。

附　　則（平成３１年　２月２７日広島市長認可）

この定款の変更は、広島市長の変更許可の日から施行する。

別　表

## 基　本　財　産

土　地

| 所　在 | 番　地 | 地　積 |
|---|---|---|
| 広島市佐伯区五日市町大字下河内 | 字大谷１０１９５番４ | ７８　㎡ |
| 〃 | 字大谷丙１０１９５番 | ９．９１㎡ |
| 〃 | 字横田５９１番６ | １６３　㎡ |
| 〃 | 字大谷１０１９５番５ | １５　㎡ |
| 〃 | 字横田５９１番８ | ９．９２㎡ |
| 〃 | 字大谷１０１９４番３ | ０．２９㎡ |
| 〃 | 字大谷１０１９５番２ | ５３　㎡ |
| 〃 | 字大谷１０１８８番１ | ８．３８㎡ |
| 〃 | 字横田５８２番１ | ６４　㎡ |
| 〃 | 字横田５９１番３ | １４５　㎡ |
| 〃 | 字横田５８９番３ | ２０　㎡ |
| 〃 | 字横田５９１番７ | １６　㎡ |
| 〃 | 字横田５９２番１ | ８９　㎡ |
| 〃 | 字横田乙５９２番 | ５２　㎡ |
| 〃 | 字大谷１０１９５番１ | ４５４　㎡ |
| 〃 | 字横田５９１番１ | ２５　㎡ |
| 〃 | 字横田丙５９１番 | ４９　㎡ |
| 〃 | 字横田丁５９１番 | １１９　㎡ |
| 〃 | 字横田５９３番４ | ７２４　㎡ |
| 〃 | 字横田５９１番２ | ３１９　㎡ |
| 〃 | 字横田５９２番２ | １２５　㎡ |
| 〃 | 字大谷１０１８８番５ | ５６８　㎡ |
| 〃 | 字大谷１０１９０番５ | ３４０　㎡ |
| 〃 | 字大谷１０１９０番７ | ４４８　㎡ |
| 〃 | 字大谷１０１９０番９ | １１３　㎡ |
| 〃 | 字大谷１０１９０番１０ | ５１１　㎡ |
| 〃 | 字大谷１０１９０番１１ | ７０　㎡ |
| 〃 | 字大谷１０１９２番１ | ４００　㎡ |
| 〃 | 字大谷１０１９２番１１ | ４４７　㎡ |
| 〃 | 字横田５８２番３ | １６６　㎡ |
| 〃 | 字横田５８７番１ | ９１４　㎡ |
| 〃 | 字横田５８７番３ | ６．９３㎡ |
| 〃 | 字横田５８９番１ | ９７　㎡ |
| 〃 | 字横田５８９番９ | ２０３　㎡ |
| 〃 | 字横田５８９番１３ | ７．５４㎡ |
| 〃 | 字横田５８９番１８ | ６．８９㎡ |
| 〃 | 字横田５９１番１０ | ４．９５㎡ |

| | | |
|---|---|---|
| 広島市佐伯区五日市町大字下河内字横田５９３番１ | ３５５ | ㎡ |
| 〃　字横田５９３番３ | ２１ | ㎡ |
| 〃　字横田乙５９３番 | ６．６１ | ㎡ |

計　７，２２４．４２㎡

建　物

広島県広島市佐伯区五日市町大字下河内字横田５９１番地１、５８２番地１、５８２番地３、５８７番地１、５８７番地３、５８９番地１、５８９番地９、５８９番地１８、５９１番地２、５９１番地３、５９１番地６、５９１番地７、５９２番地１、５９２番地２、乙５９２番地、５９３番地４

広島県広島市佐伯区五日市町大字下河内字大谷１０１８８番地１、１０１８８番地５、１０１９２番地１、１０１９２番地１１、１０１９５番地１、丙１０１９５番地所在

鉄筋コンクリート造スレート葺６階建

特別養護老人ﾎｰﾑ五日市あかり園・

軽費老人ﾎｰﾑ（ｹｱﾊｳｽ）五日市ｸﾞﾘｰﾝﾋﾙﾎｰﾑ ﾎｰﾑ舎（延床面積7,067.90平方メートル）

社会福祉法人名　社会福祉法人　広島博愛会

第一号第一様式（第十七条第四項関係）

# 法人単位資金収支計算書

（自）令和 7年 4月 1日（至）令和 8年 3月31日

（単位：円）

| 勘定科目 | | | 予算(A) | 決算(B) | 差異(A)-(B) | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 事業活動による収支 | 収入 | 介護保険事業収入 | 296,956,354 | 296,954,764 | 1,590 | |
| | | 老人福祉事業収入 | 97,352,500 | 97,352,168 | 332 | |
| | | 受取利息配当金収入 | 1,053,240 | 1,053,240 | 0 | |
| | | その他の収入 | 931,300 | 931,032 | 268 | |
| | | 事業活動収入計(1) | 396,293,394 | 396,291,204 | 2,190 | |
| | 支出 | 人件費支出 | 230,326,942 | 230,325,460 | 1,482 | |
| | | 事業費支出 | 82,942,109 | 82,939,651 | 2,458 | |
| | | 事務費支出 | 46,118,849 | 46,009,028 | 109,821 | |
| | | 利用者負担軽減額 | 629,354 | 629,354 | 0 | |
| | | 事業活動支出計(2) | 360,017,254 | 359,903,493 | 113,761 | |
| 事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2) | | | 36,276,140 | 36,387,711 | △111,571 | |
| 施設整備等による収支 | 収入 | | | | | |
| | | 施設整備等収入計(4) | 0 | 0 | 0 | |
| | 支出 | 固定資産取得支出 | 11,525,936 | 11,701,936 | △176,000 | |
| | | 固定資産除却・廃棄支出 | 0 | 45,650 | △45,650 | |
| | | | | | | |
| | | 施設整備等支出計(5) | 11,525,936 | 11,747,586 | △221,650 | |
| 施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5) | | | △11,525,936 | △11,747,586 | 221,650 | |
| その他の活動による収支 | 収入 | 積立資産取崩収入 | 14,320,686 | 14,320,685 | 1 | |
| | | その他の活動による収入計(7) | 14,320,686 | 14,320,685 | 1 | |
| | 支出 | 積立資産支出 | 52,100,000 | 52,100,000 | 0 | |
| | | | | | | |
| | | その他の活動支出計(8) | 52,100,000 | 52,100,000 | 0 | |
| その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8) | | | △37,779,314 | △37,779,315 | 1 | |
| 予備費支出(10) | | | 0<br>0 | — | 0 | |
| 当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10) | | | △13,029,110 | △13,139,190 | 110,080 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 前期末支払資金残高(12) | 308,806,282 | 267,379,060 | 41,427,222 | |
| 当期末支払資金残高(11)+(12) | 295,777,172 | 254,239,870 | 41,537,302 | |

社会福祉法人名　社会福祉法人　広島博愛会

第二号第一様式（第二十三条第四項関係）

# 法人単位事業活動計算書

（自）令和 7年 4月 1日（至）令和 8年 3月31日

（単位：円）

| 勘定科目 | | | 当年度決算(A) | 前年度決算(B) | 増減(A)-(B) |
|---|---|---|---|---|---|
| サービス活動増減の部 | 収益 | 介護保険事業収益 | 296,954,764 | 302,085,547 | △5,130,783 |
| | | 老人福祉事業収益 | 86,897,099 | 93,564,256 | △6,667,157 |
| | | サービス活動収益計(1) | 383,851,863 | 395,649,803 | △11,797,940 |
| | 費用 | 人件費 | 228,937,866 | 240,495,130 | △11,557,264 |
| | | 事業費 | 75,263,897 | 79,768,982 | △4,505,085 |
| | | 事務費 | 46,009,028 | 43,295,104 | 2,713,924 |
| | | 利用者負担軽減額 | 629,354 | 386,315 | 243,039 |
| | | 減価償却費 | 29,796,640 | 28,340,552 | 1,456,088 |
| | | 国庫補助金等特別積立金取崩額 | △12,061,787 | △12,139,808 | 78,021 |
| | | サービス活動費用計(2) | 368,574,998 | 380,146,275 | △11,571,277 |
| | サービス活動増減差額(3)=(1)-(2) | | 15,276,865 | 15,503,528 | △226,663 |
| サービス活動外増減の部 | 収益 | 受取利息配当金収益 | 1,057,003 | 125,090 | 931,913 |
| | | その他のサービス活動外収益 | 931,032 | 563,318 | 367,714 |
| | | サービス活動外収益計(4) | 1,988,035 | 688,408 | 1,299,627 |
| | 費用 | | | | |
| | | サービス活動外費用計(5) | 0 | 0 | 0 |
| | サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5) | | 1,988,035 | 688,408 | 1,299,627 |
| 経常増減差額(7)=(3)+(6) | | | 17,264,900 | 16,191,936 | 1,072,964 |
| 特別増減の部 | 収益 | | | | |
| | | 特別収益計(8) | 0 | 0 | 0 |
| | 費用 | 固定資産売却損・処分損 | 45,652 | 16,511 | 29,141 |
| | | | | | |
| | | 特別費用計(9) | 45,652 | 16,511 | 29,141 |
| | 特別増減差額(10)=(8)-(9) | | △45,652 | △16,511 | △29,141 |
| 当期活動増減差額(11)=(7)+(10) | | | 17,219,248 | 16,175,425 | 1,043,823 |
| 繰越活動増減差額の部 | 前期繰越活動増減差額(12) | | 125,383,663 | 134,208,238 | △8,824,575 |
| | 当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12) | | 142,602,911 | 150,383,663 | △7,780,752 |
| | 基本金取崩額(14) | | 0 | 0 | 0 |
| | その他の積立金取崩額(15) | | 0 | 153,814,265 | △153,814,265 |
| | その他の積立金積立額(16) | | 35,000,000 | 178,814,265 | △143,814,265 |
| | | | | | |
| | 次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16) | | 107,602,911 | 125,383,663 | △17,780,752 |

社会福祉法人名　社会福祉法人　広島博愛会

第三号第一様式（第二十七条第四項関係）

# 法人単位貸借対照表

令和 8年 3月31日現在

（単位：円）

| 資産の部 | | | | 負債の部 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 当年度末 | 前年度末 | 増減 | | 当年度末 | 前年度末 | 増減 |
| 流動資産 | 277,445,310 | 297,631,867 | △20,186,557 | 流動負債 | 36,750,679 | 45,235,752 | △8,485,073 |
| 現金預金 | 227,960,297 | 247,362,853 | △19,402,556 | 事業未払金 | 23,146,670 | 29,920,198 | △6,773,528 |
| 事業未収金 | 49,056,435 | 49,225,079 | △168,644 | 預り金 | 2,780 | 332,609 | △329,829 |
| 未収金 | 0 | 150,000 | △150,000 | 職員預り金 | 55,990 | 0 | 55,990 |
| 貯蔵品 | 32,960 | 32,960 | 0 | 賞与引当金 | 13,545,239 | 14,982,945 | △1,437,706 |
| 立替金 | 234,149 | 191,398 | 42,751 | 固定負債 | 38,821,664 | 35,992,237 | 2,829,427 |
| 前払金 | 0 | 15,532 | △15,532 | 退職給付引当金 | 4,798,440 | 4,748,328 | 50,112 |
| 前払費用 | 0 | 654,045 | △654,045 | 長期預り金 | 34,023,224 | 31,243,909 | 2,779,315 |
| 仮払金 | 161,469 | 0 | 161,469 | 負債の部合計 | 75,572,343 | 81,227,989 | △5,655,646 |
| 固定資産 | 1,407,402,108 | 1,387,713,736 | 19,688,372 | 純資産の部 | | | |
| 基本財産 | 995,093,189 | 1,008,451,824 | △13,358,635 | 基本金 | 1,050,598,170 | 1,050,598,170 | 0 |
| 土地 | 548,509,152 | 548,509,152 | 0 | 基本金 | 1,050,598,170 | 1,050,598,170 | 0 |
| 建物 | 446,584,037 | 459,942,672 | △13,358,635 | 国庫補助金等特別積立金 | 190,604,252 | 202,666,039 | △12,061,787 |
| その他の固定資産 | 412,308,919 | 379,261,912 | 33,047,007 | 国庫補助金等特別積立金 | 190,604,252 | 202,666,039 | △12,061,787 |
| 構築物 | 9,260,129 | 9,635,243 | △375,114 | その他の積立金 | 260,469,742 | 225,469,742 | 35,000,000 |
| 車輌運搬具 | 466,831 | 7 | 466,824 | 人件費積立金 | 14,800,000 | 14,800,000 | 0 |
| 器具及び備品 | 22,118,508 | 26,779,868 | △4,661,360 | 施設整備等積立金 | 245,669,742 | 210,669,742 | 35,000,000 |
| 権利 | 406,200 | 406,200 | 0 | 次期繰越活動増減差額 | 107,602,911 | 125,383,663 | △17,780,752 |
| ソフトウェア | 431,714 | 598,135 | △166,421 | 次期繰越活動増減差額 | 107,602,911 | 125,383,663 | △17,780,752 |
| 投資有価証券 | 9,726,377 | 9,722,614 | 3,763 | （うち当期活動増減差額） | 17,219,248 | 16,175,425 | 1,043,823 |
| 長期預り金積立資産 | 34,023,224 | 31,243,909 | 2,779,315 | | | | |
| 人件費積立資産 | 14,800,000 | 14,800,000 | 0 | | | | |
| 施設整備等積立資産 | 245,669,742 | 210,669,742 | 35,000,000 | | | | |
| 管理費積立資産 | 75,396,194 | 75,396,194 | 0 | | | | |
| その他の固定資産 | 10,000 | 10,000 | 0 | | | | |
| 出資金 | 10,000 | 10,000 | 0 | 純資産の部合計 | 1,609,275,075 | 1,604,117,614 | 5,157,461 |
| 資産の部合計 | 1,684,847,418 | 1,685,345,603 | △498,185 | 負債及び純資産の部合計 | 1,684,847,418 | 1,685,345,603 | △498,185 |

別紙４

# 財　産　目　録

令和 8年 3月31日 現在

（単位：円）

| 資産対応負債科目 | 場所・物量等 | 取得年度 | 使用目的等 | 取得価額 | 減価償却累計額 | 資産対応負債額 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Ⅰ 資産の部 | | | | | | |
| 1 流動資産 | | | | | | |
| 現金預金 | | | | | | |
| 小口現金 | もみじBK五日市北支店 | — | 運転資金として | — | — | 389,020 |
| 普通預金 | もみじBK五日市北支店 | — | 運転資金として | — | — | 225,950,896 |
| 〃 | 広島BK五日市中央支店 | — | 運転資金として | — | — | 1,381,702 |
| 〃 | 西京銀行広島支店 | — | 運転資金として | — | — | 28,497 |
| 〃 | 大和ネクスト銀行 | — | 運転資金として | — | — | 202,796 |
| 自動振替口座 | ゆうちょ銀安芸五日市 | — | 運転資金として | — | — | 7,386 |
| | | | 小計 | | | 227,960,297 |
| 事業未収金 | 広島県国保連合会他 | — | 2・3月分介護報酬収入他として | — | — | 49,056,435 |
| 貯蔵品 | ㈱ハートメディカルケア | — | 非常時災害備蓄用 | — | — | 32,960 |
| 立替金 | 利用者 | — | 日用品等実費立替分 | — | — | 234,149 |
| 仮払金 | 廿日市税務署 | — | 年末調整還付未済額 | — | — | 161,469 |
| 流動資産合計 | | | | | | 277,445,310 |
| 2 固定資産 | | | | | | |
| (1) 基本財産 | | | | | | |
| 土地 | （五日市あかり園拠点）五日市町大字下河内字大谷195-4他36筆　他筆 | — | 第1種社会福祉事業である、特別養護老人ﾎｰﾑ施設他に使用している | — | — | 336,995,469 |
| | （五日市あかり園拠点）五日市町大字下河内字大谷195-4他36筆　他筆 | — | 第2種社会福祉事業である、通所介護施設他に使用している | — | — | 50,938,938 |
| | （五日市ｸﾞﾘｰﾝﾋﾙﾎｰﾑ拠点）五日市町大字下河内字大谷195-4他36筆　他筆 | — | 第1種社会福祉事業である、経費老人ﾎｰﾑ施設他に使用している | — | — | 160,574,745 |
| | | | 小計 | | | 548,509,152 |
| 建物 | | | | | | |
| 特別養護老人ホーム園舎 | 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造壁根3階建 | 2002年度 | 第1種社会福祉事業である特別養護老人ﾎｰﾑのために使用している | 657,187,499 | 433,355,604 | 223,831,895 |
| デイサービス園舎 | 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造壁根平屋建 | 2002年度 | 第2種社会福祉事業である通所介護事業のために使用している | 71,200,132 | 46,925,275 | 24,274,857 |
| ケアハウス園舎 | 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造壁根6階建 | 2002年度 | 第1種社会福祉事業である経費老人ﾎｰﾑのために使用している | 570,761,465 | 372,284,180 | 198,477,285 |
| | | | 小計 | | | 446,584,037 |
| 基本財産合計 | | | | | | 995,093,189 |
| (2) その他の固定資産 | | | | | | |
| 構築物 | | — | 【償却資産】【控除対象】 | 42,545,195 | 33,285,066 | 9,260,129 |
| 車輌運搬具 | ハイエース　他8台 | — | 利用者・入居者　送迎用途 | 11,485,264 | 11,018,433 | 466,831 |
| 器具及び備品 | 電動ベッド　ﾊﾟﾃｨｳﾝﾄｶﾞﾘｽﾄ他 | — | 利用者介護用品・生活用品　他 | 120,616,427 | 98,497,919 | 22,118,508 |
| 権利 | 電話加入権 | — | 各事業に係る権利 | 406,200 | | 406,200 |
| ソフトウェア | ウィンケア他 | — | 介護保険事業のための保険請求ｿﾌﾄ | 1,003,699 | 571,985 | 431,714 |
| 投資有価証券 | 公社債の利息 | — | 施設積立のため | 50,677 | | 50,677 |
| | 日本生命第６回劣後ローン流動化株式会社 | 2024年度 | 施設積立のため | 9,675,700 | | 9,675,700 |
| | | | 小計 | | | 9,726,377 |
| 長期預り金積立資産 | | | | | | |
| 長期預り金積立 | もみじBK五日市北支店 | — | 経費老人ﾎｰﾑ入居者からの入居時一時金を定期預金に積み立てている | — | — | 34,023,224 |
| 人件費積立資産 | | — | 将来における人件費のために普通預金に積み立てている | — | — | 14,800,000 |
| 施設整備等積立資産 | | | | | | |
| 建設積立資産 | もみじBK五日市北支店 | — | 将来における建物改修工事のために定期預金に積み立てている | — | — | 148,814,265 |
| 建設積立資産 | 西京BK広島支店 | — | 将来における建物改修工事のために定期預金に積み立てている | — | — | 5,000,000 |
| 建設積立資産 | 大和証券㈱ | 2024年度 | 将来における建物改修工事のために定期預金に積み立てている | — | — | 25,000,000 |
| 建設積立資産 | 大和証券㈱ | 2025年度 | 将来における建物改修工事のために定期預金に積み立てている | — | — | 35,000,000 |
| 建設積立資産 | もみじBK五日市北支店 | — | 将来における施設整備のために普通預金に積み立てている | — | — | 31,855,477 |
| | | | 小計 | | | 245,669,742 |
| 管理費積立資産 | もみじBK五日市北支店 | — | 将来における施設整備のために定期預金に積み立てている | — | — | 75,396,194 |
| その他の固定資産 | | | | | | |
| | | | 小計 | | | |
| 出資金 | 協同組合メディアバンクエデュケーション | 2022年度 | | — | — | 10,000 |
| その他の固定資産合計 | | | | | | 412,306,919 |
| 固定資産合計 | | | | | | 1,407,402,108 |
| 資産合計 | | | | | | 1,684,847,418 |
| Ⅱ 負債の部 | | | | | | |
| 1 流動負債 | | | | | | |
| 事業未払金 | ㈱サンキ　他33社他 | — | | — | — | 23,135,851 |
| | 広島労働局 | — | | — | — | 10,819 |
| | | | 小計 | | | 23,146,670 |
| 預り金 | 利用者　口座振替手数料他 | — | | — | — | 2,780 |
| 職員預り金 | | — | | — | — | 55,990 |
| 賞与引当金 | 8年6月分賞与引当金繰入 | — | | — | — | 13,545,239 |
| 流動負債合計 | | | | | | 36,750,679 |
| 2 固定負債 | | | | | | |
| 退職給付引当金 | 独立行政法人福祉医療機構 | — | | — | — | 4,798,440 |
| 長期預り金 | ケアハウス入居時一時 | — | | — | — | 34,023,224 |
| 固定負債合計 | | | | | | 38,821,664 |
| 負債合計 | | | | | | 75,572,343 |
| 差引純資産 | | | | | | 1,609,275,075 |

# 社会福祉法人　広島博愛会
# 【令和７年度事業報告】

【法人本部】

2026年社会福祉法改正と社会福祉法人の今後

2026年（令和8年）4月23日、厚生労働省は社会保障審議会・福祉部会において、「社会福祉法等の一部を改正する法律案」の概要を報告した。今回の改正案は、2040年に向けて急速に減少する現役世代を見据え、日本の福祉制度を抜本的に再構築することを目的としている。特に「質の高い福祉サービスの確保」と「社会福祉事業の安定した経営基盤の確立」という二つの柱が中心に据えられ、従来の制度運営から大きく舵を切る内容となっている。背景として、2026年の日本社会は「インフレ」「人手不足」「ニーズの複雑化」という三つの大きな課題に直面している。孤独死、8050問題、ヤングケアラー、ダブルケアなど、従来の高齢・障害・児童といった縦割りの支援では対応しきれない事例が増加している。また、社会保障関係費は32.9兆円と過去最大を記録する一方、社会福祉法人の現場では物価高騰や人材流出が深刻化し、経営の持続可能性が危機に瀕している。今回の改正案は、こうした構造的な問題に対する国としての回答と位置づけられる。第一の柱である「質の高い福祉サービスの確保」では、科学的根拠に基づく支援への転換が明確に打ち出された。これまで経験や勘に依存してきた支援から、データを活用した科学的介護・福祉へ移行するため、LIFE（科学的介護情報システム）をはじめとするデータ基盤の活用が福祉分野全体に広がる見込みである。2026年度の診療報酬・介護報酬同時改定で進む医療・介護DXとも連動し、支援の質を全国的に底上げする狙いがある。また、人材育成とキャリアパスの整備も重要な要素となる。2026年6月の臨時改定で実施される月額最大1.9万円の賃上げを持続させるため、キャリアパスに基づく給与体系の整備が義務化される。さらに、医療・介護・福祉の多職種がリアルタイムで情報共有し、チームとして支援にあたる体制を法的に後押しすることで、支援の質と効率の向上を図る。第二の柱である「安定した経営基盤の確立」では、法人経営の協働化・大規模化が推進される。小規模法人が単独で物価高や人手不足に対応することは限界があるため、「社会福祉連携推進法人」の制度を拡充し、事務の共通化、共同採用・研修、経営の多角化などを促す。これにより、コスト削減と人材確保力の強化を同時に実現することが期待される。また、病院物価支援事業と同様に、社会福祉法人にも財務管理基準が導入され、物価高騰に強い経営体質への転換が求められる。さらに、複雑化する福祉ニーズに対応するため、地域における包括的支援体制の強化も盛り込まれている。市町村を中心に、属性を問わず相談を受け止める「断らない相談支援」を拡充し、制度の狭間にある人を地域につなぐ参加支援や、住民同士の互助を促

す地域づくりを推進する。2026年度予算では、子育て支援や地域包括ケアの深化に向けた財源が重点的に配分され、「こども誰でも通園制度」など家族全体の福祉を底上げする施策も同時に進められている。今回の改正案が成立すれば、利用者や家族にとっては、相談窓口の一本化による利便性向上、データ活用によるサービス質の安定、医療・介護DXによる説明負担の軽減などのメリットが期待される。一方で、制度の持続可能性を確保するため、高額療養費の見直しや補足給付の適正化など、負担の分かち合いも段階的に進む見通しである。総じて、今回の改正案は日本の福祉が「守り」から「攻め」へと転じたことを象徴するものであり、今後の法人経営や地域福祉のあり方に大きな影響を与えることになる。

物価高騰・人材不足への対応と事業運営の効率化

近年の物価高騰は、介護事業者の経営に大きな影響を及ぼしている。食材費や衛生用品費、医療関連物品の価格上昇に加え、光熱費の高騰により施設運営コストは増加し、収益を圧迫している。また、介護業界においては慢性的な人材不足が続いており、高齢化の進行に伴い、その課題は一層深刻化している。人材確保が困難となる中で、サービスの質を維持しながら安定した事業運営を継続していくことが求められている。

こうした状況を踏まえ、介護事業者には大規模化と効率化の両立が重要な経営課題となっている。大規模化により、物品購入におけるスケールメリットの活用や固定費の抑制、人材育成体制の充実などが可能となり、経営基盤の強化につながる。また、多様な介護サービスを展開することで、地域ニーズに幅広く対応できる体制の構築も期待される。

一方で、効率化の推進も不可欠である。業務プロセスの標準化やICTの活用により、職員負担の軽減と業務品質の均一化を図ることができる。電子記録システムや介護ソフトの活用による情報共有の効率化、見守り機器等の導入による業務負担の軽減は、生産性向上と離職防止の両面で効果が期待されている。

特に小規模法人においては、人材確保や設備投資に必要な資金確保が難しく、物価高騰や人件費上昇の影響を受けやすい状況にある。今後は、単独での運営にこだわるのではなく、法人間連携、共同購入などを含めた経営の効率化が重要となる。地域に必要な福祉サービスを継続して提供していくためには、限られた経営資源を有効活用しながら、変化する社会環境に対応できる柔軟な経営体制を構築していくことが求められる。

当法人においても、業務の見直しやICT活用を段階的に進めるとともに、人材確保・育成に取り組みながら効率的な運営体制の構築を推進している。今後も、物価高騰や人材不足といった社会環境の変化に柔軟に対応し、利用者に質の高いサービスを安定的に提供できる持続可能な経営基盤の確立に努めていく。

## 社会福祉法人の役割と営利法人との区別

近年、介護・福祉分野において営利法人の参入が急速に拡大している。特に、高齢化の進展による介護需要の増加を背景に、多様な事業者が介護サービス市場へ参入しており、経営効率の向上や迅速な意思決定、収益管理の徹底など、営利法人ならではの経営手法が発揮されている事例も多く見られる。一方で、福祉サービスの根幹をなす公益性との両立という観点からは、様々な課題も指摘されている。営利性が過度に優先される場合、コスト削減を重視するあまりサービスの質の低下や人員配置の不足、職員への負担増加につながる可能性がある。また、採算性が低い利用者や重度要介護者への支援が十分に行われないなど、福祉サービス本来の目的との間で課題が生じることも懸念されている。これに対し、社会福祉法人は公益性を基本理念として運営されており、地域福祉の中核的な担い手として長年にわたり重要な役割を果たしてきた。地域との密接な連携や生活困窮者支援、虐待対応、身寄りのない高齢者への支援など、採算性だけでは判断できない福祉ニーズにも対応している。また、事業活動によって生じた利益は株主への配当ではなく、施設整備や人材育成、地域貢献活動などへ再投資される仕組みとなっており、地域社会への還元が制度的に担保されている。しかしながら、近年は介護人材不足や物価高騰に加え、競争環境の激化によって社会福祉法人の経営環境も厳しさを増している。特に、特別養護老人ホームについては建設費や人件費の高騰、介護人材確保の困難さなどを背景に、新規整備への意欲が低下している状況が見られる。自治体が特別養護老人ホームの新規整備事業者を公募しても応募法人が少なく、計画が進まないケースも増えている。

その一方で、比較的少ない初期投資で開設が可能であり、運営面での自由度も高いサービス付き高齢者向け住宅やグループホームについては、営利法人を中心に参入が拡大している。これらのサービスは市場ニーズへの対応という点では有効であるものの、重度要介護者や低所得高齢者の受け皿としては限界もあり、介護保険制度を支える基盤施設である特別養護老人ホームの役割が今後ますます重要になると考えられる。

今後は、社会福祉法人が持つ公益性や地域貢献機能を維持しながら、ICT 活用や業務効率化、人材育成の強化などによる経営基盤の安定化を図ることが求められる。また、行政においても、特別養護老人ホームなど公益性の高い施設整備に対する支援策の充実を図り、地域包括ケアシステムを支える基盤づくりを進めていく必要がある。

## 育成就労制度への対応と介護人材確保

令和 8 年 4 月から、外国人材受入れ制度として「育成就労制度」が開始される予定である。現在の技能実習制度は段階的に廃止され、新たな制度へ移行することとなる。技能実習制度は本来、開発途上国への技能移転による国際貢献を目的としていたが、実際には介

護業界をはじめとする人手不足分野の労働力確保として活用されてきた経緯がある。一方、育成就労制度は、人材育成と人材確保を制度目的として明確化し、外国人材が日本で技能や日本語能力を習得しながら、将来的に特定技能へ移行し、長期的に就労できる仕組みとして創設された。介護分野においては、慢性的な人材不足が続く中で、新たな人材確保の手段として期待されている。しかし一方で、事業者側には新たな課題も生じる。特に、一定条件を満たせば転籍（転職）が可能となるため、労働環境や処遇の良い事業所へ人材が流動化することが予想される。これまでのように制度上の制約によって人材を確保することは難しくなり、職場環境や教育体制、キャリア形成支援など、選ばれる法人づくりが重要になる。また、日本語能力向上のための教育支援や指導体制の整備も求められる。介護現場では利用者とのコミュニケーションがサービス品質に直結するため、外国人職員への継続的な日本語教育や介護技術指導が必要となる。一方で、制度を効果的に活用できれば、特定技能への移行を見据えた長期的な人材育成が可能となり、安定した人材確保につながることが期待される。特に大規模法人では、教育研修体制や生活支援体制を整備することで、外国人材の定着率向上が期待できる。

当法人においても、育成就労制度の開始を見据え、外国人材が安心して働き続けられる職場環境づくりを進めるとともに、日本語教育や介護技術研修の充実を図り、将来的な人材確保とサービス品質の向上につなげていくことが重要である。今後も制度改正の動向を注視しながら、持続可能な介護事業運営に向けた体制整備を進めていく。

ＢＣＰについて

南海トラフ巨大地震については、今後30年以内に高い確率で発生すると予測されており、広範囲にわたる甚大な被害が想定されている。特に高齢者福祉施設においては、避難行動が困難な要介護高齢者への対応が求められることから、平時からの災害対策と事業継続体制の整備が重要な課題となっている。当法人では、災害発生時においても利用者の生命と生活を守り、必要なサービスを継続して提供できるよう、事業継続計画（BCP）の整備及び見直しを継続的に実施している。建物設備の安全確保、非常用電源や備蓄品の管理、各種災害訓練の実施に加え、地域の関係機関との連携強化にも取り組んでいる。

また、医療法人を含む関連グループ法人全体において、地域特性を踏まえた災害対策の策定を進めており、災害発生時の相互支援体制や情報共有体制の構築について継続的な検討と見直しを行っている。現在も各地域における対応計画のブラッシュアップを進めており、実効性の高い災害対応体制の確立に努めている。

今後も、利用者及び職員の安全確保を最優先とし、地域福祉を支える社会福祉法人として、災害対応力及び事業継続力のさらなる向上に取り組んでいく。

## ＩＣＴ化の推進

介護業界における ICT 導入については、法人規模や地域性により大きな格差が生じている。大規模法人では介護記録システムや見守り機器、情報共有ツール等の導入が進んでいる一方、小規模法人や地方部の事業所では、導入コストや通信環境、職員の ICT 活用スキルなどの課題から十分な整備が進んでいない状況が見受けられる。特に、初期投資に係る財政的負担や、長年紙媒体による業務に従事してきた職員への教育・定着支援は大きな課題となっている。しかしながら、今後の介護人材不足や業務負担の増加を考慮すると、ICT 活用による業務効率化や情報共有の迅速化は不可欠であり、導入の必要性は一層高まっている。

当法人においても、介護記録の電子化やオンライン研修システムの活用、見守り機器の導入などを段階的に進めており、業務負担の軽減とサービスの質の向上に取り組んでいる。ICT 化は単なる機器やシステムの導入にとどまるものではなく、業務プロセス全体の見直しや生産性向上につなげることが重要である。

今後も、職員への継続的な教育と環境整備を進めながら、ICT を効果的に活用した効率的かつ持続可能な運営体制の構築を推進し、利用者サービスの向上と経営基盤の強化に努めていく。

## 法人の運営状況

令和 7 年度の法人全体収支については、収入面において介護報酬改定の影響を大きく受けた。五日市あかり園では、介護報酬改定により基本報酬が利用者 1 人 1 日当たり平均約 100 単位減額となることから、経営基盤の維持・強化を目的として事業の再構築を進めた。その一環として、広島市高齢者施策推進プランに基づき、既存ショートステイ 5 床を特別養護老人ホームへ転換する増床計画を策定し、広島市へ申請を行った。計画地の一部が土砂災害警戒区域に該当していたことから、当初は認可が困難との見解も示されたが、入居スペースが区域外に位置することなどについて丁寧な説明と継続的な協議を重ねた結果、正式な認可を得ることができた。介護報酬改定による減収は当初年間約 1,200 万円を見込んでいたが、定員を 30 床から 35 床へ増床したことにより、減収額を約 540 万円まで圧縮することができた。また、軽費老人ホームに対する補助金は前年度の稼働実績を基に算定されるが、前年度は施設全体の稼働率は良好であったものの、施設内介護サービスである特定施設入居者生活介護の利用者数が低調であったことから、令和 7 年度の補助率が低下した。その結果、補助金収入は前年度比 455 万円の減収となり、法人全体の収入は前年度比

1,179 万円の減少となった。

一方、支出面では、人員配置の見直しや業務効率化の推進により、人件費を前年度比 1,268 万円削減することができた。また、水道光熱費をはじめとする物価高騰の影響を受けたものの、令和 6 年度中に物品や日用品等を計画的に前倒し購入していたことから、その他経費は概ね前年度並みで推移した。

その結果、法人全体の総支出は前年度比 1,214 万円減少し、サービス活動収支差額は 1,966 万円の黒字を確保した。また、サービス活動収支差額率についても前年度と同水準となる 5%を維持することができた。

しかしながら、介護報酬改定による収入減少や物価高騰の影響は依然として大きく、法人を取り巻く経営環境は厳しい状況が続いている。また、令和 7 年度においても広島博愛会各施設では、職員および利用者の新型コロナウイルス感染が断続的に発生し、施設運営と経営の両面に影響を及ぼした。職員の感染時には療養に伴う人員不足への対応やシフト調整が必要となり、利用者の感染時には居室隔離や健康観察の強化など、通常業務に加えた対応が求められた。さらに、感染状況によっては新規利用者の受入れを一時的に制限せざるを得ないケースもあり、実稼働率低下の要因となった。このような状況下においても、感染防止対策を継続しながら安定したサービス提供に努め、利用者の安全確保と事業継続の両立を図った。

令和 7 年度は、介護報酬改定による収入減少への対応として、五日市あかり園の増床計画の実現や人員配置の適正化などを進め、一定の経営改善効果を得ることができた。一方で、介護報酬の伸び悩み、物価高騰、人材確保の困難化など、社会福祉法人を取り巻く経営環境は今後も厳しさを増すことが予想される。

① 令和 7 年度においても、原油価格や原材料価格の高騰、円安の進行などを背景とした物価上昇が継続し、介護事業運営に大きな影響を及ぼした。特に水道光熱費、燃料費、食材料費及び日用品費の上昇は施設運営を圧迫しており、介護報酬による収入が公定価格で定められている中、経営面における大きな課題となっている。こうした状況を踏まえ、当法人では光熱費をはじめとする経費の抑制を重点課題として位置付け、空調設備の適切な温度管理や使用時間の見直し、職員への節電意識の啓発に継続して取り組んだ。また、利用者の快適性や健康状態に配慮しながら、季節に応じた保温・冷却用品を活用することで、空調負荷の軽減を図った。さらに、オムツやパッドの使用方法の見直し、各種消耗品の適正管理、業務効率化の推進などを通じて、間接的な経費削減にも取り組んだ。これらの対策により、利用者サービスの質や安全性を維持しながら、物価高騰による影響の軽減に努めた。今後も物価上昇やエネルギー価格の変

動が継続することが予想されるため、ICT の活用による業務効率化やコスト管理の徹底を進めるとともに、各種支援制度の活用も視野に入れながら、安定したサービス提供と持続可能な経営基盤の確立に努めていく。

② 介護業界においては、少子高齢化の進行に伴う慢性的な人材不足が続いており、介護職員の確保は全国的な課題となっている。このような状況の中、当法人では令和４年度以降、人員配置の最適化や業務効率化を継続的に進めている。業務スケジュールやシフト体制の見直し、介護記録や事務作業の簡素化などに取り組み、限られた人員の中でも質の高いサービスを提供できる体制づくりを推進した。また、外国人介護職員の受入れを積極的に進めており、令和７年度末時点で技能実習及び特定技能職員を含む７名が在籍している。外国人職員は介護現場における重要な担い手として定着しており、利用者支援や日常業務において大きな役割を果たしている。今後も計画的な受入れと育成を継続し、人材確保と組織の活性化を図っていく。さらに、職員の定着促進を目的として全職員との個別面談を実施し、勤務環境や処遇に関する意見交換を行った。本人の希望や適性に応じて法人内外の事業所との人事交流や配置調整も実施し、職員が安心して働き続けられる職場環境づくりに努めた。

③ 令和７年度もオンライン研修を継続し、短時間で柔軟に学べる環境を整備したことで、職員の学習習慣とサービス品質の向上につながった。外国人職員には専用プログラムを導入し、理解度に応じた研修を実施した。

④ 医療福祉人材の育成に資するため、令和７年度も継続して実習生の受入れを実施した。新型コロナウイルス感染症が５類へ移行した後も、学校側において実習期間中の健康管理や感染症対策が継続して行われており、当施設においても感染症の持ち込み防止に十分配慮しながら受入れを行った。今後も安全な実習環境の確保に努めるとともに、次世代の医療福祉人材育成に貢献していく。

⑤ 当法人は、広島市内で実施される認知症介護研修に積極的に協力し、認知症介護指導者の資格を有する職員が研修講師や技術指導を行うことで、地域全体の認知症ケアの質の向上と人材育成に貢献した。今後も専門的人材の育成と地域福祉への貢献に努めていく。

⑥ 令和７年度における法人全体の人事異動については、他法人への異動者が３名であった。また、退職者は正職員３名（うち２名は雇用契約満了による退職）、非常勤職員３名（うち２名は雇用契約満了による退職）であり、人員体制の維持に努めながら事業運営を行った。

⑦ 令和７年度の感染症発生状況については、法人全体でインフルエンザの感染者が職員３名、利用者２名、新型コロナウイルス感染症の感染者が職員延べ６名、入居者及び

利用者延べ11名の合計17名確認された。感染拡大防止対策を徹底し、利用者の安全確保と安定したサービス提供に努めた。

⑧ 法人内各施設において、利用者及びご家族、関係機関等からの重大な苦情の申し立てはなく、また、利用者の事故や職員の業務中における重大事故も発生しなかった。

⑨ 利用者及びご家族との信頼関係の構築に努めるとともに、適切な請求・収納管理を継続して実施した結果、利用料等に係る未収金及び回収不能金は今年度も発生せず、未収金発生件数は0件であった。

⑩ あかり園地域交流スペースを活用し、地域住民を対象とした百歳体操や介護教室等を開催した。これらの活動を通じて、介護予防の推進や高齢者の健康維持・増進を支援するとともに、地域住民との交流機会の創出や福祉に関する情報発信に努めた。また、地域に開かれた施設としての役割を果たすため、今後も地域住民が気軽に参加できる活動の充実を図り、地域福祉の向上と交流の促進に取り組んでいく。

⑪ 南海トラフ地震をはじめとする大規模自然災害に備え、当法人では高齢者福祉、保育、障害福祉など種別を超えた横断的な連携体制の構築を進めている。広島県社会福祉協議会の主導により、県内の社会福祉法人間で災害時相互支援協定が締結されており、広島市内においても各区単位での協力体制が整備されている。佐伯区においては、当法人が高齢者福祉施設の取りまとめ役を担い、区内の社会福祉法人や関係機関との定期的な情報交換を実施するとともに、災害発生時における人的支援や物資支援、利用者受入れ等を円滑に行うための連携体制の強化に取り組んでいる。今後も関係機関との協力体制を維持・発展させ、地域福祉を支える社会福祉法人として災害対応力の向上に努めていく。又、関連グループの医療法人とも協力体制が取れる様に対応策を交わしている。

⑫ 当法人は、公益社団法人広島市老人福祉施設連盟に加盟しており、令和7年度においても連盟の役員活動や各種部会活動に積極的に参画した。連盟を通じて他の社会福祉法人や高齢者福祉施設との連携を図りながら、制度や運営に関する情報共有、調査研究、研修事業等に協力し、高齢者福祉の質の向上に努めた。また、社会福祉法人に求められる公益性及び非営利性の理念のもと、地域福祉の課題解決や福祉サービスの充実に向けて、関係団体と協働しながら各種活動に取り組んだ。今後も関係機関との連携を深め、地域における福祉の発展と充実に貢献していく。

【特別養護老人ホーム 五日市あかり園】

令和7年度は、介護報酬改定により基本報酬が利用者1人1日当たり平均約100単位減額となり、当初は年間約1,200万円の減収を見込んでいた。しかし、定員を30床から35床へ増床したことにより、減収額は前年度比約544万円に抑えることができた。一方で、物価高騰による光熱費や物品価格の上昇が継続しており、経営環境は依然として厳しい状況であった。

支出面では、職員配置の見直しによる業務の効率化を進め、人件費を前年度比 2.5%削減した。また、物価高騰への対策として、前年度中に物品や日用品等を計画的に前倒し購入していたことから、令和7年度の事業費は前年度比10%の削減となった。事務費については、前年度とほぼ同水準で推移した。

このように、介護報酬改定による減収や物価高騰の影響を受けながらも、経費削減と効率的な施設運営に取り組んだ結果、五日市あかり園のサービス活動増減差額比率は前年度と同様の5%を維持することができた。

今後も介護報酬制度や物価動向など、事業運営を取り巻く環境は厳しい状況が続くものと予想されるが、引き続き収支バランスを重視した運営と業務効率化を推進し、安定的かつ持続可能な事業運営の確保に努めていく。

① 従来型特別養護老人ホームの稼働状況については、利用率 97.5%となり前年度と同水準を維持した。また、実利用率は 93.3%となり、前年度比 1%増加した。引き続き高い稼働率を維持し、安定した施設運営を行うことができた。

② ユニット型特別養護老人ホームの稼働状況については、利用率 97.1%となり前年度と同水準を維持した。また、実利用率は90.9%となり、前年度と同率で推移した。年間を通じて安定した入居状況を維持し、継続的なサービス提供に努めた。

③ 広島市内の高齢者施設を中心に開催されたケアコンテストにおいて、当施設の外国人職員が食事介助部門に参加し、日本人・外国人を含む参加者の中で総合第3位に入賞した。これは、日頃から取り組んでいる介護技術の向上や利用者本位のケアの実践が評価された結果である。また、事例研究発表会や各種研修会へ積極的に参加し、職員一人ひとりが専門知識や介護技術の向上に努めるとともに、自己研鑽を通じてサービスの質の向上に取り組んだ。今後も職員の人材育成を推進し、より質の高い介護サービスの提供に努めていく。

④ 感染症対策については、新型コロナウイルス感染症の陽性者が職員3名、入居者8名確認された。感染拡大防止対策を徹底し、利用者の安全確保と事業継続に努めた。

⑤ 認知症高齢者の増加を背景に、質の高い認知症ケアの提供を目指し、専門性の向上と

職員全体の意識醸成に取り組んだ。認知症介護指導者研修を修了した職員を中心に、広島市や老人福祉施設連盟等が主催する研修において講師を務めるとともに、施設内研修を継続的に実施し、認知症ケアに関する知識・技術の向上を図った。また、利用者一人ひとりの思いや生活歴に着目したケアの実践に努め、職員が認知症への理解を深めながら、利用者の尊厳を尊重した支援を行うことができるよう取り組んだ。今後も認知症ケアを施設運営の重要な柱として位置付け、専門的人材の育成とケアの質の向上を継続的に推進していく。

⑥ 「身体拘束ゼロ」を基本方針として掲げ、身体拘束の発生防止及び適正化に継続的に取り組んだ。やむを得ず身体拘束を実施する場合には、「切迫性」「非代替性」「一時性」の三要件を満たすことを前提とし、医師や家族への説明、同意取得及び記録の作成を徹底した。また、身体拘束廃止委員会を毎月開催し、身体拘束事例の検証やヒヤリハット事例の共有、代替ケアの有効性評価等を実施した。さらに、職員を対象とした研修会を継続的に開催し、身体拘束に関する法令や三要件の理解、認知症ケア及びBPSDへの対応、適切な記録方法について学習機会を設けた。今後も、見守り機器等を活用した代替ケアの充実、職員の判断力向上及び記録の質の向上に取り組み、利用者の尊厳を尊重した身体拘束のないケアの実現に向けて継続的な改善を図っていく。

⑦ 高齢者虐待防止を重要な取り組みの一つとして位置付け、令和7年度も職員を対象とした研修及び勉強会を定期的に実施し、虐待防止に関する知識の習得と意識向上に努めた。当施設において虐待事案の発生はないが、全国的に高齢者虐待に関する相談・通報件数は増加傾向にあることから、引き続き虐待防止体制の強化と職員教育の充実を図り、利用者の権利擁護と安全確保に努めていく。

**【軽費老人ホーム（ケアハウス）五日市グリーンヒルホーム】**

令和7年度は、補助率の低下や物価高騰の影響を受け、厳しい経営環境の中での事業運営となった。軽費老人ホームの補助金は前年度の稼働状況を基に算定されるが、前年度において施設全体の稼働率は良好であったものの、内部介護事業である特定施設入所者生活介護の利用者数が少なかったことから、令和7年度の補助率が低下した。その結果、収入は前年度比4.5%の減少となった。

支出面では、収入減少への対応として人件費の見直しを行い、前年度比12%の削減を実施した。また、事業費については前年度と同水準を維持したものの、エネルギー価格や各種物資価格の高騰により事務費は前年度比 13%増加した。固定費の抑制に努めたものの、外部環境の影響によるコスト増加は避けられず、引き続き厳しい状況が続いている。

また、軽費老人ホームを含む福祉施設は公定価格制度のもとで運営されており、一般企

業のように物価上昇分を利用者負担へ転嫁することが難しい。そのため、収入増加には限界がある一方で、光熱費や物価の上昇が直接経営を圧迫する構造的な課題を抱えている。

感染症対策については、年度中にインフルエンザが職員3名、入居者2名、新型コロナウイルス感染症が職員3名、入居者3名確認された。いずれも軽症であったが、発熱等による感染疑い事例への対応を含め、年間を通じて感染防止対策の徹底に努めた。

安全対策及び災害対策については、南海トラフ地震をはじめとする大規模災害への備えを重要課題と位置付け、計画的な防災訓練を実施した。また、災害対応マニュアルの整備・見直しを行うとともに、グループ法人(医療法人含む)全体での災害対策の検討を進め、組織的な対応体制の強化に取り組んだ。

今後は、エネルギー使用量の適正管理や業務プロセスの見直しなどを通じて、さらなる業務効率化とコスト管理の徹底を図るとともに、現場の負担軽減とサービスの質の維持・向上を両立できる運営体制の構築を進めていく。また、感染症や災害への備えを継続しながら、限られた財源の中でも安全で安心できる生活環境を提供し、持続可能な施設運営の実現に努めていく。

**【あかり園デイサービス】**

令和7年度のデイサービス事業においては、利用者の入居施設への移行や介護予防・日常生活支援総合事業への移行が見られたことから、要介護利用者の利用中止が増加し、収入に影響を及ぼした。その結果、稼働率は前年度を上回ったものの、利用者構成の変化等により前年度比で減収となった。

一方で、支出面においては、人件費抑制のため少人数体制での運営を継続するとともに、事務作業や記録業務のさらなる簡素化による業務効率化を推進した。また、光熱費や消耗品費の見直しを継続的に実施した結果、収支差額295万円を確保し、前年度に引き続き黒字経営を維持することができた。収支差率についても前年度の8%から9%へ改善した。

しかしながら、物価高騰の影響は継続しており、光熱費や各種物品価格の上昇が経営に与える負担は依然として大きい状況にある。今後も利用者ニーズの変化に対応しながら、柔軟な人員配置と運営効率の向上に努め、安定した事業運営を継続していく必要がある。

また、通所介護を取り巻く環境は大きく変化している。第9期介護保険事業計画では、地域包括ケアシステムの深化、介護予防・重度化防止の推進、人材確保と生産性向上の両立が重要な施策として示されている。特に介護人材不足は一時的な課題ではなく構造的な問題となっており、限られた人員の中でサービスの質を維持しながら事業を継続できる運営体制の構築が求められている。

【あかり園居宅介護支援事業所】

令和7年度は、長年勤務していた介護支援専門員が70歳を迎え、本人の希望により退職したことから、職員体制が2名から1名体制となった。居宅介護支援事業においては、介護支援専門員1人当たりの担当件数に上限が設けられているため、対応可能な利用者数が制限され、前年度と比較して収入は減少した。一方で、人件費をはじめとする固定費も減少したことから、収支バランスを考慮した事業運営に努めた結果、前年度の赤字決算から黒字決算へ改善することができた。

また、居宅介護支援事業を取り巻く環境は大きく変化しており、今後は処遇改善加算の対象拡大やケアプランデータ連携システムの普及など、業務運営に影響を及ぼす制度改正への対応が求められている。

一方で、全国的な介護支援専門員不足を背景に、居宅介護支援事業所数は減少傾向にあるものの、高齢化の進展に伴い居宅介護支援サービスの需要は増加している。この需給ギャップにより、介護支援専門員一人当たりの業務負担は増加傾向にあり、適切な人員配置と業務負荷の管理が重要な課題となっている。

今後も業務効率化やICTの活用を進めながら、サービスの質の維持・向上に努めるとともに、安定的かつ持続可能な事業運営を目指していく。